

雨水貯留タンクの 設置費用を補助します

令和6年4月版



東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金



補助要件(以下すべてを満たす方)

- ① 村内の戸建住宅(店舗等の併用住宅を含む)に雨水貯留タンクを設置した方、または、村内に所在する雨水貯留タンク付きの戸建住宅を購入した方のいずれかである。
- ② 雨水貯留タンクの設置場所に住所を有する方
- ③ 村税の滞納がない方

上記項目に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- 申請者又は申請者と生計を一にする方が、過去に雨水貯留タンクに対する本補助金の交付を受けている場合(太陽光発電システム、蓄電システムと本システムの併用は可能です。)
- 同一の住宅において、過去に雨水貯留タンクに対する本補助金の交付が行われている場合
- 雨水貯留タンクを増設・付替えをする場合
- 賃貸、販売等営利目的で雨水貯留タンクを設置する場合
- 店舗・事務所を兼ねる住宅のうち、延床面積の2分の1以上が住居に供されていない場合
- 法人の場合



対象機器

以下のすべてを満たすものが対象です。

- ① 貯留タンクの容量が**100リットル以上**の製品であること
- ② 一般に販売されている製品であること
※自作した設備は対象外となります。
- ③ 未使用品であること。(中古品は対象外)
- ④ **設置又は購入の日から6ヵ月**を経過していないこと



補助額

設置費用の2分の1

- 上限30,000円
- 算出した額に千円未満の端数がある場合は切り捨て。
※設置費用とは、設置に係る全体の費用(消費税含む)で、製品の購入費用や設置工事費用の合計です。

※予算に達した時点で終了となります。**申請方法は裏面**をご覧ください。
残り受付件数は村公式ホームページにて公開しています。

問い合わせ
申請先

東海村村民生活部環境政策課 環境計画・緑化推進担当
〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号
電話:029-282-1711(代) / メール:kankyoutokai@vill.tokai.ibaraki.jp



申請方法

※設備購入(設置)後の申請です。購入(設置)前の申請はできません。



① 環境政策課へ書類を提出

雨水貯留タンクの設置完了後及び雨水貯留タンクの設置場所に住民登録後、**設置(購入)日から6ヵ月以内**に以下の書類を環境政策課窓口へ提出してください。



村公式ホームページ

No.	書類	備考
1	東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)	村公式HPよりダウンロード、または窓口にて配布
2	雨水貯留タンクの設置に係る支出が確認できる書類の写し	購入年月日及び本体価格・設置に係る経費、タンクの容量(型番号)が明記されたもの ※領収書が複数枚にわたる場合は、全ての領収書の写し
3	雨水貯留タンクの設置状態を示す写真	住宅及び雨水貯留タンクが写っているもの
4	雨水貯留タンク設置場所の案内図	建築確認時の案内図、住宅地図、Googleマップなど
5	申請者本人の村税の納税証明書(村税の未納がないことの証明)	申請時において村税が課税されていない場合は不要(他市町村からの転入等で、固定資産税等の課税もない場合) ※ 税務課で発行 ※ 複数システムの申請を行う場合は1通のみ添付



② 補助金交付決定

補助金の交付決定後、環境政策課から交付決定通知書が送付されます。併せて補助金の振込日も通知いたしますのでお確かめください。